

10. 調査のまとめと今後の課題

これまで見てきたアメリカの奨学金制度から今後の日本の奨学金制度の課題についてまとめることとする。

- アメリカの学生支援制度の第一の特徴は、授業料免除、給付奨学金、学資ローン、教育減税など、様々な学生支援制度があり、多様であることである。また、学生支援の主体も連邦政府、地方政府、民間団体、高等教育機関など多様である。これに対して、日本の場合にも、本機構の奨学金だけでなく、授業料免除、大学独自奨学金、民間団体の奨学金、国の教育ローンなどがあるものの、アメリカに比較すると多様性の程度は高くない。
- アメリカと日本の奨学金とが最も異なるのは、アメリカには多くの給付奨学金があることである。日本では、国が実施している給付奨学金はないことである。また、アメリカでは公共性の高い特定の職業に一定期間従事した場合の返還免除制度があり、日本においても参考になると思われる。
- また、アメリカでは、政府保証民間ローン（FFEL）の存在があることも日本と異なっている点である。アメリカでは当初政府系組織であったサリーメイは民営化されている。政府保証ローンは巨大なローン産業に発展し、多額の補助金が支出されているため、オバマ政権はこの政府保証を廃止しようとしている。このことが今後どのように推移していくか、現時点では、予断を許さないが、わが国における奨学金制度のあり方を考える上で、このようなアメリカの動向は引き続き注視していく必要があると思われる。
- 奨学金の返還について、回収スキームでの大きな相違は、アメリカでは社会保障番号制度があり、これによって容易に奨学生の居住地調査ができることがあげられる。本機構では、奨学生の居住地確認のために住民票の提出を義務づけているが、住基ネットが利用できないため、市区町村役場に文書で照会している状況にある。本機構の奨学金が大幅に拡大する中で、延滞額は増加しているため、長期的には、アメリカなどの諸外国のシステムを参考にした居住地調査システムのあり方について検討する必要があると思われる。
- また、アメリカでは、未返還者に対して、クレジット会社に信用不良を通告することが未返還へのペナルティになっている。この点に関しては、本機構においても平成 20 年度に個人信用機関に加盟して導入を図っており、今後、その効果が期待される場所である。
- アメリカにおいては、所得連動型ローンが、一部の連邦ローンに限られているものの、導入が図られている。今後、アメリカだけでなくオーストラリアやイギリスなどでも導入されている所得連動型ローンについて、調査・研究する必要があると思われる。所得連動型の返還方法は、所得によって自動的に返還額や返還猶予が決定されるため、「返せない」という事実が明確になるとともに、返還猶予の手続きの簡素化が図られると推測される。

- ただし、所得連動型ローンの導入に際しては、解決すべき課題も多くある。最大の課題は、所得の把握であり、これには納税者番号制度の導入が前提になるが、これについては現在導入について議論がなされており、今後の動向を注視したい。
- アメリカでは、大学進学に関する情報ギャップにより、ローン回避などの問題が生じている。本機構の奨学金制度は、アメリカの奨学金制度ほど複雑ではないが、無利子貸与と有利子貸与があること、保証制度は連帯保証人・保証人をたてる人的保証と保証料を支払い保証機関に保証してもらう機関保証からの選択制であること、また、有利子貸与では利率が固定か見直しかの選択制となっている。学生や保護者からみると、条件などに応じた選択ができるという利便性がある一方、選択の困難さを指摘する向きもある。制度が多様になるにつれて、選択が複雑かつ困難になるという点については、学生、保護者あるいは学校関係者に対して、十分な情報の提供が不可欠であり、今後、一層の努力を行う必要があると考える。
- 本機構の奨学金事業は、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意思と責任により大学等で学ぶことができるようにとの理念で実施しているが、平成 21 年度の奨学金事業予算の事業費総額は 9,475 億円であり、およそ学生の 3 人に 1 人は奨学金を利用している状況にある。
- 今後も本機構の奨学金を利用する学生が増えると考えられるが、今回のアメリカにおける奨学金制度の調査によって得られた情報を活用して充実を図っていくこととしたい。
- .